

## 藤枝市無人防除施設整備事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、農林産物栽培の振興を図るため、無人防除施設整備事業（有害鳥獣による食害を防止するため、電気柵等の無人防除施設を設置する事業をいう。以下同じ。）を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとするし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱に定めるところによる。

### (補助の対象及び補助額)

第2条 補助の対象及び補助額は、別表に定めるとおりとする。

### (交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ次に掲げる書類を添えて無人防除施設整備事業費補助金交付申請（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 無人防除施設整備事業の実施箇所が分かる図面
- (2) 見積書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

### (交付決定)

第4条 市長は、補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知する。

### (交付の条件)

第5条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。ただし、交付決定額の20パーセント以内の軽微な変更についてはこの限りでない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後、5年間保管しなければならないこと。

(5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となつた場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならないこと。

(変更承認)

第6条 補助事業者が、補助事業の変更承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（第3号様式）に変更後の内容が分かる書類を添えて市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、補助事業の変更承認申請があった場合は、内容を審査し、変更の承認をするときは、変更承認書（第4号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助対象事業を完了した日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書（第5号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 完成時の写真

(2) 領収書の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第8条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、必要に応じ現地調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（第6号様式）により通知する。

(請求)

第9条 補助事業者は、前条の通知を受領した日から起算して14日を経過した日までに請求書（第7号様式）を提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

#### 附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

#### 附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

別表（第2条関係）

事業名	交付の対象及び要件	補助対象経費	補助額（率）
電気柵等設置事業（有害鳥獣の侵入を防ぐための電気柵、防護柵、防護ネット等を耕作地に設置する事業をいう。以下同じ。）	市内において農林産物を生産する個人（市内に住所を有する者に限る。）が行う電気柵等設置事業であって当該事業を行う耕作地の面積が200平方メートル以上であるもの。ただし、既にこの要綱により補助金の交付決定を受けた耕作地に電気柵等を設置する場合を除く。	次に掲げる物品の購入に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。） 1 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）の基準を満たす電気柵であって、市内の販売店で販売されたもの。ただし、電源装置一式を併せて購入するものに限る。 2 防護柵 3 防護ネット 4 その他これらに類する物品であって市長が有害鳥獣の侵入の防除に適当と認めたもの	補助対象経費の30%以内とし、10万円を限度とする。
わな設置事業（有害鳥獣を捕獲するためのわなを耕作地等に設置する事業をいう。）	藤枝市から有害鳥獣捕獲許可を受けていいる者であること。	わなの購入費	補助対象経費の30%以内とし、10万円を限度とする。

第1号様式（第3条関係）

藤枝市無人防除施設整備事業費補助金交付申請書

年　月　日

藤枝市長　　宛

住　　所

氏　　名

電話番号

年度において藤枝市無人防除施設整備事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1. 事業名	①電気柵等設置事業	②わな設置事業	
どちらかに○印を付けてください			
2. 交付申請額	円		
3. 設置場所 (電気柵設置事業のみ)	(所在)	(実施面積)	
4. 事業実施予定期間	年　月　日　～　年　月　日		

第2号様式（第4条関係）

補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

藤枝市長 (印)

年 月 日付け申請のあった 年度藤枝市無人防除施設整備事業費補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

1 補助金交付決定額 円

2 条 件

藤枝市無人防除施設整備事業費補助金交付要綱を遵守すること

第3号様式（第6条関係）

藤枝市無人防除施設整備事業計画変更承認申請書

年　　月　　日

藤枝市長　　宛

住　　所

氏　　名

電話番号

年　　月　　日付け　　第　　号により補助金の交付決定を受けた藤枝市  
無人防除施設整備事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係  
書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

3 補助金額の変更

- |         |   |
|---------|---|
| (1) 変更後 | 円 |
| (2) 変更前 | 円 |
| (3) 差引額 | 円 |

第4号様式（第6条関係）

藤枝市無人防除施設整備事業計画変更承認書

第 号  
年 月 日

様

藤枝市長

印

年 月 日付け申請のあった 年度藤枝市無人防除施設整備事業の  
事業計画の変更については、次のとおり承認したので通知します。

1 承認の内容

2 補助金額の変更承認

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 変 更 後 | 円 |
| (2) 変 更 前 | 円 |
| (3) 差 引 額 | 円 |

第5号様式（第7条関係）

実績報告書

年　　月　　日

藤枝市長　　宛

住　　所

氏　　名

電話番号

年　　月　　日付け　　第　　号により補助金の交付の決定を受けた藤枝  
市無人防除施設整備事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

第6号様式（第8条関係）

補助金交付確定通知書

第 号  
年 月 日

宛

藤枝市長 印

年 月 日 付け 第 号により 決定した 年度 藤枝市無人防除施設整備事業費補助金について、次のとおり確定します。

1 補助金交付決定額 円

2 交付確定額 円

第7号様式（第9条関係）

請求書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付  
の確定（決定）を受けた藤枝市無人防除施設整備事業費補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

藤枝市長 宛

住 所  
氏 名  
電話番号

印

口座振替先金融機関名  
口座種別  
口座番号  
口座名義